# 不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>許可等の取消、工作物除去命令等</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>道路法第７１条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>インフラ整備部道路管理課管理係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準<br>（未設定の場合はその理由）</td><td>【根拠条文】<br>（道路管理者等の監督処分）<br>第七十一条　道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第七十二条の二第一項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。<br>一　この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者<br>二　この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可又は承認に付した条件に違反している者<br>三　偽りその他不正な手段によりこの法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者<br><br>【基準】<br>根拠条文に同じ。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>